

志木市学習支援事業業務委託業者選定実施要領

1. 目的

この要領は、志木市学習支援事業業務を委託するにあたり、専門性、価格、実績、適切なプログラムの企画及び円滑な事業運営を行う能力を有する受託事業者を公募型プロポーザル方式で委託業者の候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 事業名

志木市学習支援事業業務

(2) 業務内容

学習支援事業業務委託仕様書及び志木市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和6年10月1日から令和9年3月31日まで（2年6か月）

(4) 委託上限額 50,093,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）学習支援事業業務委託28,439,000円（同上）

志木市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託21,654,000円（同上）

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 本市より一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと
- (5) 志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年11月1日）に定める除外措置要件に該当していないこと。暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (6) 県内に本社（本店）又は事業所（営業所）を有し、法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (7) 以下の類似事業のいずれかを地方公共団体から委託業務の元請として現在履行中または実施した実績があること
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業
 - ・ひとり親家庭生活・学習支援事業

- ・放課後子ども教室及び地域未来塾
 - ・その他、学習支援を行う子どもの居場所に係る事業
- (8) 必要な従事者を確保し、仕様運營業務を確実に履行できること

4. 実施スケジュール

(1) 実施要領の公表・配布期間	令和6年4月25日(木)～5月28日(火)
(2) 質疑の提出期間	令和6年5月7日(火)午後4時まで
(3) 質疑に対する回答日	随時 回答集約分は、市ホームページへ掲載(5月7日)
(4) 参加表明書兼誓約書の提出	令和6年4月25日(木)～5月7日(火)
(5) 提案書等受付期間	令和6年5月9日(木)～5月28日(火)午後4時まで
(6) プレゼンテーション等の実施	令和6年5月31日(金) ※詳細な時間は別途通知する。
(7) 審査結果通知書の発送	令和6年6月上旬
(8) 契約の締結	審査結果通知書を送付してから10日以内

5. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1
福祉部 共生社会推進課 共生社会推進グループ
電話：048-456-5364 (内線1121)
メールアドレス：kyousei@city.shiki.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和6年4月25日(木)～5月28日(火)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで)
- イ 配布場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、志木市ホームページからダウンロード可。

(3) 参加表明書兼誓約書の提出

- ア 提出期限：令和6年4月25日(木)～5月7日(火)
提出期限後に到着した応募書類は無効とする(必着)

イ 提出場所：(1) に同じ

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提案書等受付期間

ア 提出期限：令和6年5月7日（火）～5月28日（火）午後5時まで
提出期限後に到着した提案書等は無効とする（必着）

イ 提出書類：参加表明書兼誓約書（第1号様式）

法人概要（商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書）

※応募提出日前3か月以内に発行されたもの

ウ 提出場所：(1) に同じ

エ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（簡易書留郵便に限る）

6. 質疑・回答

(1) 受付期限：公募開始日～令和6年5月7日（火）午後4時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、5（1）に提出すること

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること

ア 件名は「志木市学習支援事業業務委託に関する質問」とすること

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること

(4) 回答方法：随時回答、回答集約分として市ホームページへ掲載する

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類については、項目毎にインデックスを付した上で、左開きとなるよう2カ所でホッチキス留め又はファイルに綴じて順番にとじ込み、正本1部、副本6部を作成し、令和6年5月28日（火）午後4時までに5（1）へ提出すること。

ア 企画提案書（任意様式、A4版20枚以内）

※様式：企画提案書の様式は任意とする。A4版で20枚以内にまとめ製本すること（製本の体裁は任意とする）

※構成・内容：本実施要領の内容を踏まえながら、8評価方法等の（3）評価基準表に記載された評価項目順に作成すること

イ 価格提案書（委託業務見積書）：業務内容の各項目について、内訳がわかるように記載すること

ウ 業務実施体制

エ 配置予定者の経歴・配置予定者の過去の類似業務実績

8. 評価方法等

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日 時：令和6年5月31日（金）※詳細な時間は別途通知する。

イ 実施場所：志木市役所 2階 大会議室2-1

ウ 内 容：1者あたり、30分程度とし、以下の内容で行う。

(ア) 企画提案書に基づくプレゼンテーション（20分以内）

(イ) 質疑応答（15分程度）

エ 出席者数：4名以内

オ その他：

プロジェクターは本市で用意する。

パワーポイントを使用する場合は、ファイルをUSBメモリーに保存し持参することで、本市が用意するノートパソコンを使用することができる。それ以外のソフトウェアを使用する場合はパソコン本体を持参することとするが、その場合、プロジェクターとのコネクタ形状等を事前に確認すること。

(2) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準表に基づいて、評価する。

(3) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合評価点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方に候補者として選定する。なお、価格提案書の金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合評価点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

ア 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき

ウ 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ プロポーザルの審査の過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき

オ ヒアリング等に参加しなかったとき

9. 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を文書にて通知するとともに、市ホームページへの掲載その他適宜の方法により下記の範囲で公表します。また、協議が整い次第速やかに契約の手続きを行うものとし、契約の際には、あらためて見積書を提出依頼することがある。

なお、審査内容の詳細は非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申立ては一切受け付けないものとします。

【公表範囲】

選定された事業者名及び参加全事業者の総得点

※選定事業者以外の事業者名の公表は行いません。

10. 契約について

- (1) 契約候補者と交渉が成立した場合において、志木市契約規則（昭和51年規則第10号）の規定により「学習支援事業業務委託仕様書」及び「志木市ひとり親学習支援事業業務委託仕様書」に基づき、業務委託契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約の履行に当たっては、仕様書及び企画提案書の内容を実行するものとする。
- (4) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す。
- (5) 契約候補者との交渉が不調となった場合は、評価により順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行う。
- (6) 志木市は、翌年度以降において志木市の歳出予算における本契約の契約金額について減額又は削除された場合には、本契約を解除する場合がある。

11. その他

- (1) 参加表明書兼誓約書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書兼誓約書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。
- (4) 参加表明書兼誓約書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 志木市職員及び本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。
- (7) 提出した提出書類等は、理由のいかんを問わず、返却しない。